

東邦リース株式会社の「E S Gリース促進事業」指定リース事業者の採択について

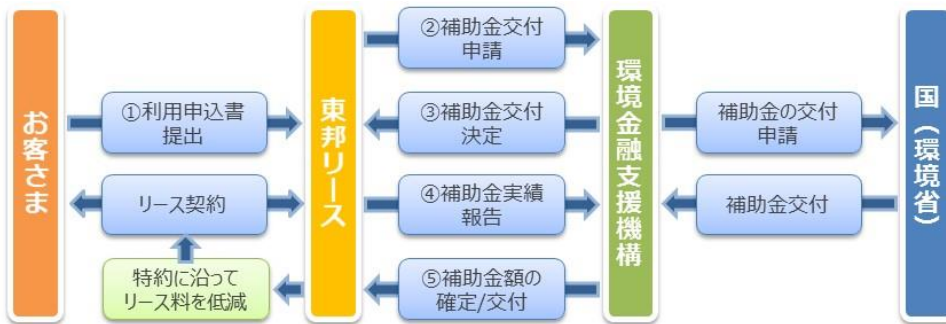
東邦銀行（頭取：佐藤 稔）のグループ会社である東邦リース株式会社（社長：青木 智）（以下、「東邦リース」）は、昨年度に引き続き、環境省の令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金「脱炭素社会の構築に向けたE S Gリース促進事業」の指定リース事業者に採択されました。さらに東邦リースは、E S G／SDG sへの取組姿勢や取組方針の制定等が評価され、補助率が1%上乘せ対象となる指定リース事業者としても認定を受けましたのでお知らせいたします。

E S Gリース促進事業は、脱炭素機器のリース料低減を通じて、お客さま（中小企業等）の脱炭素化に向けた取組みを促進し、CO2削減等による地球環境保全に資することを目的とするものです。お客さまが基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した際に、機器・装置の内容によって総リース料の2～4%の補助金が国から交付されます。

当行グループは、「サステナビリティ宣言」を制定し、グループ全体で社会・環境課題の解決に資する取組みを一層推進し、地域社会の持続的成長に貢献すべく取り組んでおります。

東邦リースは、「E S Gリース促進事業」の指定事業者として、脱炭素社会の構築とカーボンニュートラルの実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

<設備導入までの流れ>



※E S Gリースのご相談等については、お取引支店または最寄りの支店へお問い合わせください。

<関連するSDG s>



東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

以上